

高温対策支援事業について

1 趣旨

令和5年度、猛暑日を過去最多記録するなど、農産物等の生育不良による収量の減少や品質低下等が発生する中、農業経営の継続・発展に資するため、高温対策機器の導入等に取り組む農業者に対し、来年以降の猛暑に備え、産地において直ちに効果が期待できる高温対策を図る機器等の導入に対して支援します。

2 事業概要

(1) 高温対策機器等の導入支援

項目	内容
事業実施主体	京都府内に主な生産・経営基盤を持つ、次に掲げる者 1 補助対象機器等のうち、井戸の設置以外の場合 (1) 農業経営体 認定農業者、認定新規就農者又は農地所有適格法人 (2) 機器等共同利用団体 3戸以上の販売農家(※)で構成する団体 ※販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家 2 補助対象機器等のうち、井戸の設置の場合 (1) 農業経営体 認定農業者、認定新規就農者又は農地所有適格法人
対象品目	豆類、野菜、花き、果樹等
補助対象機器等	【ハウス】 細霧冷房、パッドアンドファン、屋根散水、チラー（冷却水循環装置）、循環扇・換気扇、井戸の設置 【露地】 スプリンクラー等灌水装置、園地遮光対策施設、井戸の設置
補助率及び補助上限等	1 補助率 1/2以内（消費税は補助対象外） 2 補助上限額 (1) 農業経営体 1事業実施主体当たり1,000千円（税抜） ただし、補助対象機器等のうち、井戸の設置にあつては、1事業実施主体当たり200千円（税抜）。 (2) 機器等共同利用団体 1構成員当たり600千円（税抜） (3) その他 ・機器の導入に当たっては、購入費が250千円（税抜）未満は補助対象としない。 ・申請額が予算の上限に達した場合は、優先順位を考慮した上で、予算額に応じて按分した補助金を交付。

補助要件	<p>以下の全てを満たすこと</p> <p>1 セーフティネット制度への加入</p> <p>【ハウス】 経営面積のハウス（全棟加入。付帯補償は任意）が農業共済制度又は民間事業者が提供する保険に加入済みであること</p> <p>【露地】 ①～③のいずれかについて加入済み又は令和7年2月末までに加入すること</p> <p>① 収入保険 ② 畑作物共済、果樹共済 ③ 農産物価格安定対策事業</p> <p>2 他の事業と重複申請とならないこと</p> <p>3 事業実施年度の2月末日までに完了する取組であること</p>
-------------	--

(2) 留意事項

予算の上限に達した場合は、優先順位を考慮した上で、予算額に応じて按分した補助金を交付します。

なお、「令和5年度省エネ機器転換支援事業」採択者及び「令和5年度農林水産業経営強化緊急支援事業」採択者は、優先順位を下げることとします。

また、同一機器については、令和6年度京野菜生産加速化事業との重複採択はできません。

3 申請の流れ

- ① 事業実施主体において申請書を作成（別記第1号様式、事業計画書）
- ② 在住の市町村窓口へ提出（ただし、2以上の市町村の区域に渡る団体は直接、府へ）
- ③ 市町村で申請をとりまとめ、各広域振興局又は農産課へ申請

4 申請締切

令和6年4月1日（月）～4月15日（月） 各広域振興局又は農産課必着

※上記、締切は京都府への締切であり、申請の手続き窓口である市町村における締切は別途、設定されておりますのでご注意ください。

問い合わせ先	<p>京都府農林水産部農産課 : 075-414-4953</p> <p>山城広域振興局農林商工部 : 0774-21-2392</p> <p>南丹広域振興局農林商工部 : 0771-22-0371</p> <p>中丹広域振興局農林商工部 : 0773-62-2743</p> <p>丹後広域振興局農林商工部 : 0772-62-4305</p>
---------------	---